

令和 8 年 9 月定例会
(2 0 2 6 年)

議案書③

9 月 3 日提出

【条例】

市議案第 7 4 号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 3 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

高圧ガス保安法の改正による引用条項の移動に伴い，所要の規定を整備するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成 1 2 年豊中市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）				（ 改 正 後 ）			
別表第 2 5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係				別表第 2 5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
（省 略）				（省 略）			
1 0	第 3 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく第 3 6 条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	液化石油ガス貯蔵施設等設置完成検査手数料	3 1, 0 0 0 円に貯蔵施設又は特定供給設備（ <u>高圧ガス保安法第 2 0 条第 1 項若しくは第 3 項又は同法第 3 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。</u> ）の数を乗じて得た額と 5, 8 0 0 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	1 0	第 3 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく第 3 6 条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	液化石油ガス貯蔵施設等設置完成検査手数料	3 1, 0 0 0 円に貯蔵施設又は特定供給設備（ <u>高圧ガス保安法第 2 0 条第 1 項若しくは第 3 項又は同法第 3 9 条の 1 第 1 項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。</u> ）の数を乗じて得た額と 5, 8 0 0 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
（省 略）				（省 略）			

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

市議案第 75 号

市有財産を活用した事業者による介護予防の推進

に関する条例を廃止する条例の設定について

市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例を廃止する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 3 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

市有財産を活用した事業者による介護予防の推進
に関する条例を廃止する条例

市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に関する条例（平成 27 年豊中市条例第 52 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。
- 2 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年豊中市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 69 号を削り、第 70 号を第 69 号とし、第 71 号から第 81 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 3 項中「同項第 80 号及び第 81 号」を「同項第 79 号及び第 80 号」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 79 号」を「第 78 号」に、「同項第 80 号及び第 81 号」を「同項第 79 号及び第 80 号」に改める。